

ソシアル・ダンピング問題といわゆる 日本の“低賃金”について

西 岡 孝 男

1

ダンピングとは、独占価格政策の一つに属し、独占価格以下の販売ないし生産費以下の販売をもって競争の相手方を後退せしめる手段である。social dumping とは、その手段が social である場合、国内において労働条件を切下げ、労働者の低劣な労働条件の犠牲によって商品の輸出価格を切下げ、これによって輸出競争力を増大することを意味する、と考えられるが、具体的には明確ではない。資本所得に対する労働所得の比が輸出国において著しい低位にあり、輸出国と輸入国との労働条件に優劣の差があるとき、ソシアル・ダンピング＝不公正とよばれる¹⁾ようである。ところでわれわれにとってこの問題は30年前の日本商品の異常に低廉な価格が、わが国の低賃金と関連づけられた点に存在した。ここでこれをとりあげることは、今さらの感がないでもない。しかし、戦後における1ドル・ブラウス問題、ガット加入国の35条採用による日本商品の輸入制限、昭和34年のエアハルト西ドイツ経済相の発言等は、わが国に対する低賃金非難という点で共通するところが存在する。AFL=CIO のイニシアで、本年4月発足したわが国労働4団体の賃金調査センターにせよ、諸外国の日本の低賃金に対する疑惑はなお強いことを感ぜしめるものがある²⁾。

小論は、ソシアル・ダンピング問題の発生と性格と、当時における日本の賃金事情を検討し、ここに提起された日本の“低賃金”の意味を把握し、今日の日本の賃金の性格にアプローチしようとするものである。

- (1) ソシアル・ダンピングは本来のダンピング概念に含まれない、といわれる（赤松要「ダンピングの本質並に形態と不公正競争」『國際不正競争の研究』5ページ）。
- (2) 国内においてもつぎのような発言が存在する。「世界經濟における國際競争の激化にともなつて、むしろ生産力の發展に比べてあまりに低い賃金こそが、これらの經濟交流の隘路となるであろう。かつて日本の輕工業雜貨が國際的にソシアル・ダンピングの非難をうけたが、今後の問題は、發展しつつある日本重化学工業の高い生産性と低い賃金から發生するソシアル・ダンピングの問題であろう」（総評1965年「春闘今日の情勢と4月以降の基本的な戦術指導について」より）。

2

問題の発端は、昭和6年勃発の満州事変による軍需インフレ（赤字公債の続発、不換紙幣の膨張）と同年12月の金輸出再禁止にあった。以降、円為替相場は7年末まで不断の低落をつづけ、8年に至つてようやく平価の40%程度で安定したが、これは再禁止前に比べて実に60%の惨落であり、このため、インフレによつて国内物価が騰貴しているにもかかわらず、世界市場で日本の商品は非常に安く売られることとなり、日本商品の進出は地域的に有利なアジア諸国のみならず、世界各国に及んだ¹⁾。例えば、8年には日本紡績業が、従来からの主要競争国であるイギリスを追い越し、世界第1位の輸出高を示している。

世界貿易の規模が大恐慌の打撃で約3分の1程度に縮小しているとき、日本商品の例外ともいふべき市場占拠率の拡大は、諸外国に日本商品の「侵略性」を強く意識せしめた。山中篤太郎氏の言葉を借りるならば、「いわば空腹時の食料制限のごとく深刻にひびき渡つた」²⁾のである。8年4月、インド政府が日印通商条約の破棄を通告したのをはじめ、欧米各国から南阿に至る各国が輸出制限、関税引上げの措置をとり、同年のILO総会において、オランダ、インド、イギリスの代表によつて、日本がソシアル・ダンピングによつて、海外市場侵略を行なつてゐる、という非難が提起されたのである。

この場合、ソシアル・ダンピングの意味は不明確であり、日本商品の異常な進出に対する嫌悪感と後進国側の競争を封ぜんとする意図に出づるものである

を否定することはできない。とはいえ、これには、年来の日本の社会政策立法への不信が介在していたのである。

大正8年の第1回ILO総会において最も重要な議題は、「工業における労働時間を1日8時間1週48時間を最長とする条約」（第1号条約）であったが、わが国は当時、ILO理事国であり、世界8大工業国の1つとされたにもかかわらず、「日本労働者ノ労働能率ハ欧米諸国ノ其レニ比シ遙ニ下位ニ在ル、日本ニ於ケル労働銀一見低廉ナル如キモ其ノ能率ノ低級ナル為實際ニ於テハ甚シク不廉ナリ……（労働時間短縮ハ＝筆者注）欧米職工ノ如ク自ラ修養シ且運動遊戯スル等ノ習慣乏シキヲ以テ時間短縮ニ依テ得タル時間ヲ利用スルコト能ハス却テ悪結果ヲ来スノ因トナルヘシ」³⁾、として特殊国待遇を求めた。国際的労働基準の設定が、国際的に公平な競争条件を目途とするものであることは、当時の日本政府代表岡実氏が、「支那工業ノ状況殊ニ生糸業及綿業ハ進歩シ居リテ日本ニ対スル競争ノ大ナルコトヲ説キ、支那ニ工場法ノ制定ヲ勧告スルコトヲ提議」⁴⁾したとき、日本政府も知悉していたのである。労働者の劣悪な労働条件から機械的に不公正競争の存在が非難せられるのではない。1国の工業水準の進展にもかかわらず、なおその国が労働状態が劣悪に止まり、改善のための努力がなされないことである。その後もわが国は重要な国際労働条約を1つも批准せず、しかも、日本軽工業の進展が著しかった大正14年、インドその他の労使、政府代表から、わが国の第1号条約未批准は痛烈に非難せられていたのである。インド使用者代表は同年のILO総会においてつぎのように述べた⁵⁾。

「日本ハ過去ニ於テ何ヲ為シタリヤ、何等為ストコロナキニアラズヤ、インドハ1911年工場法ヲ制定シツイデ1919年ノワシントン条約ヲ批准シサラニ工場法ヲ改正シテ全然婦女及ビ児童ノ夜業ヲ禁止セリ……マタツイデ災害保険法ヲ発布シマタ労働組合法ヲ制定セリ……（カクテ）日本ノ紡績業ハ著シキ有利ナルモノトナレルニ反シインドノ紡績業ハ著シキ苦境ニ瀕スルコトト為レルモノナリ」

わが国において、女子・年少労働者の深夜業が禁止されたのは、ようやく昭和4年7月（大正15年改正工場法）以降のことである。それは同時に日本綿業の

技術的高度化の転機となり、輸出伸張力を促がすものとなった。昭和8年のソシヤル・ダンピング問題は、突如として発生したものではなく、そこにはインド以下のわが国社会政策立法に対するこのような不信が存在していた。しかし、この場合、世界の眼は、日本の労働条件よりもむしろ賃金に注がれた。わが国の賃金水準は、欧米諸国に比べて、昭和6年においてきえ低位にあったのが、低為替による通貨の減価によって、とくに賃金が著しく減価したことにまず非難がむけられた。さらに諸外国の非難は、かかる為替ダンピングより一歩進めて、日本のいわゆる低賃金それ自体の内容について関心をはらうようになってきた⁶⁾。あらためてわが国の第1号条約の未批准も問題とされるにいたり、白熱化したソシヤル・ダンピング非難は、わが国内においても論議をまきおこすこととなったのである。

かってわが国は労働時間条約の特殊国待遇を求める理由に、日本の労働者の低能率を以てした。しかしその後高められた労働効率に対して賃金をはるかに廉かったのである。日本製品が搾取労働の結実でないことを諸外国に示すために日本の低賃金非難に、わが国内に多くの反論が存在した。わが国の賃金水準が国際的低位にあるのは——歴然たる事実であるが——、それは、わが国の社会的・経済的基盤の特殊性にあること、それ自体としてただちにソシヤル・ダンピングであると断定しえない、という立場に立って行なわれる。わが国の過剰人口の存在、資源の貧困、中小企業の存在、生活様式の後進性、労働者構成の相違などの諸要因が強調される。その代表的なものとして、当時、使用者の全国的団体であった全産聯の主張を要約してみよう。

- 1) わが国の賃金水準は低いが、わが国の気候・風土・習慣は著しく欧米のそれと異なり、賃金水準が低位なるにかかわらず、国民の生活水準は実質上彼に比して何等遜色なく、国民は地方農村に至るまで安価に近代文化を享受しつつあること。
- 2) わが国主要輸出品の主要部分は小規模ないし家内工業の生産であるが、これら小企業は事業の伸縮自在で失業緩和の機能あるのみならず、近代的機械工業の弊を矯め、工業の分散として将来発展の可能性あるものであり、この種の企業従業者は傭主の家族主義的保護の下に生活の安易をえていること。

- 3) 日本人は古来、義理人情を重んじ、この国民性が家族主義の精神となり、その端的な表現が企業内に発達した多くの福利施設となっていることを（以下略）

ともあれ、現状肯定的なこれらの弁護は、直ちに諸外国を納得せしめるものではなく、「海外諸国代表の要請により」、昭和9年、ILO次長フェルナン・モーレット氏が来日した。氏は4月3日から21日までの3週間滞日し、同年秋に報告書を発表している（Fernand Maurette, *Social Aspects of Industrial Development in Japan*）。その結論の一部につきのようにいう⁷⁾。

「“ソーシャル・ダンピング”トハ輸出品ヲ生産スル事業ニ於ケル労働条件ヲ低下セシムルカ又ハ労働条件カ既ニ低キ標準ニ在ルトキハ之ヲ其儘ニ保持スル結果トシテ生産費ヲ低下セシムルコトニ依リ国産品ノ輸出ヲ促進スル行為ナリト定義セハ斯ク定義セラレタル“ソーシャル・ダンピング”ハ日本ニ存セスト言フコトヲ得。輸出ヲ目的トシテ操業スル大企業ニ於テハ生産費ヲ低下セシムル為ニ労働条件ヲ低下セシメタルコトナシ實際ハ生産カ合理化セラレ且技術的進歩カ齎サルニ従ヒ且是等生産品ノ販売額カ増加スルニ従ヒ労働条件ハ改善セラレタリ此ノ改善ハ将来引続キ行ハルコトナカルヘシトカ又ハ生産、輸出貿易及繁栄カ増大スルモ之ニ伴ヒテ労働条件ノ改善ハ行ハルコトナカルヘシトカ想像スヘキ何等ノ理由モ存セサルナリ」

わずか3週間足らずに、日本政府の用意した大日本紡、アサヒビール、朝日新聞等の一流企業のみを調査したモーレットがどれほど日本の労働状態の实情を把握しえたかは疑わしい。例えば、日本紡績業の生産性の向上を「一部分ハ装置及機械的方法ノ改善ニ基因シ一部分ハ最小ノ努力ヲ以テ最大ノ生産額ヲ挙クル様ニ作業ヲ組織シ且偏ラサル食事ニ依リ労働者ノ筋肉ヲ強化シ及一般健康ヲ増進スル為綿密周到ニ研究セラレタル方法ヲ一般的ニ且徹底的ニ適用セルコトニ基因ス」⁸⁾と報告している点など、論者によっては反対の結論もできるのであって、いささかわが国に好意的にすぎたことであろう。報告書には各国代表から多くの疑問が表明せられた。曰く、「(モーレット報告は一筆者)日本政府ノ満足スル処ナルヘシ報告書ニハ各所ニ日本ニ於ケル大規模ノ輸出品工場ハ西洋諸国ニ於ケル同種ノ工場ト同様良キ設備アルコトヲ記載シアルカ事実果シテ然リトセハ国際労働条件中ニ於ケル日本ノ為ノ特殊条項ハ最早ヤ其ノ必要ナキモ

ノト云フヘシ」(オランダ労働者代表), 曰く「本報告ハ日本ニ於テハ『ソシヤル・ダンピング』ナク且ツ日本ニ於ケル事情ハ自然ナルガ故ニ他国ニ於ケル賃銀ヲ低減シ現存ノ労働時間ヲ維持スルコトニ依リ生産費ヲ低下セシメサルヘカストノ議論ニ利用セラルル虞アリ日本政府ハ日本労働者ノ生活水準ヲ低下セシムヘキ何等ノ措置ヲモ執リタルコトナキヲ理事会ハ記録スヘシ」(フランス労働者代表), また曰く「英国ノ労働者ニ取りテハ報告書中ニ女工カ三十, 四十, 乃至六十機モ担当ストアルハ解釈ニ苦シム報告書ノ他ノ部分ニハ労働者ト締結セル団体協約ニ依リ欧米一切ノ大産業国ニ於ケルト比較シ得ヘキ労働条件ヲ確保ストアルモ其ノ団体協約ノ性質ヲ詳カニセサレハ此ノ種ノ記載ハ或ハ疑問ヲ起サスヘシ」(イギリス労働者代表)等々, このようにILO理事会における論議⁹⁾は, わが国の社会政策立法・日本の労働条件に対する疑惑が消滅したわけではなかったことを示しているし, 各国は関税障壁をゆるめることもなかった。ともあれ, ILOにおけるモーレット報告の公表の重みは, 日本が意識的にソシヤル・ダンピングを行なう目的をもって「何等ノ措置ヲモ講シ居ラス」こととなり, 日本に対するソシヤル・ダンピングの声は竜頭蛇尾に終わった。

しかし, このころILO総会においては, 繊維工業, 土木業, 公共事業の労働時間を1週40時間とする議題が登場していた。

わが国は昭和9年工場監督年報が, 「昭和7年来所謂軍需景気の抬頭に伴ひ工業主中には非常時に藉口し不法に労働時間を延長して酷使し, 或は不当の条件を以って雇傭解雇するもの其の跡を断たず」¹⁰⁾, 大阪府の中小織物工場にあっては「其ノ就業時間ノ長時間ノモノニ在リテハ始期午前6時ニシテ終時午後9時ニ及ブ1日16時間ノ労働ヲ強フルモノアリ」¹¹⁾と報告している実態である。

日本政府はその後も, 日本の労働状態を説明するのに, しばしば苦しい立場におかれた。繊維工業の労働時間を議題とした昭和12年の“ワシントン繊維工業会議”に出席した日本政府代表北岡寿逸氏のつぎの告白は, 雄弁にこれを物語っている。

「生産や生産や貿易の比較を見て居る中は、吾々は兎に角一応新興工業国としての優越感を感じるが、労働条件の比較となると些かタチヂとならざるを得ない。労働時間は長く、賃銀は低く女子や年少労働者の割合が非常に多いのである。……而も他方主要繊維工業会社の著しい利益率も亦報告書に載って居るから、対比は更に甚しい。……私も一応の説明と弁護とは之を努めたけれども、外国人をして成程正義人道に合する望ましき現象として納得せしめたと云ふ自信を有しないのである」¹²⁾

国際的労働基準の例外国となるために、昭和13年にわが国はILOを脱退して、国際的孤立化の道を行んだのであった。

注(1) 「日本の商品は実に随所に存在し、日本は何でも彼でも売った。……英国の綿業の本元であるランカシアでは、紡織工が日本製のシャツを着てをり、又ブラッセルスの郊外では日本製のゴム靴が船賃と輸入税とを払った上で、地元で出来る同じ靴の6割以下の値段で売り捌かれてゐる。日本のビールの氾濫のためにオランダのビールは蘭領植民地ではもはや1滴も売れなくなったと悲鳴をあげてゐる。日本製の鋳管はアメリカの製品を押しつけて中米の市場を征服して了った。日本の自転車は法外な安値で東洋へも西洋へも売れてゆく、万年筆も、マッチも、要するに工業製品はすべて皆その通りである。日本の輸出は、全てのものを全ての所にといふ行き方である。」フェルナン・モーレット「日本産業の躍進」『社会政策時報』昭和10年11月号第182号130ページ。

- (2) 山中篤太郎「ソシヤル・ダンピング」『労働時報』第5巻第2号3ページ。
- (3) 外務省『第一回国際労働会議報告書』65～68ページ。なお、この問題については、藤本武「日本の労働時間と労働運動」『労働時間と職務給』社会政策学会年報第11集，94～96ページ参照。
- (4) 外務省同書84ページ。
- (5) 商業会議所聯合会『第八回並第九回国際労働総会報告書』大正15年，253～255ページ。
- (6) 野中登「戦前におけるソシヤル・ダンピング論争」『労働統計調査月報』第4巻第11号12ページ。
- (7) 社会局『第六十八回労働理事会調査』（1934年9月）100～101ページ。
- (8) 同76ページ。
- (9) 同126～136ページ。
- (10) 社会局『昭和九年工場監督年報』21ページ。
- (11) 同26ページ。
- (12) 北岡寿逸「華府繊維工業会議と日本」『社会政策時報』昭和12年6月，63～65ページ。

3

ここで、ソーシャル・ダンピング問題当時の日本の労働状態を綿業を中心に検討してみよう。

当時の日本の貿易の進展は、結局において原料を高価に輸入し製品を捨値に輸出するものにすぎず、その輸出数量は昭和6年から11年にかけて90%増大したが、輸入数量は20%増にとどまり、その差額だけわが国は実質的富を失なった、「むしろ社会的総資本にとっては、蛸配的、自己蚕食的、消極的過程」¹⁾であったのである。とすれば、利潤の根源は、生産費の低廉なること、低賃金・長時間労働に求められるであろう。

とくに日本綿業はこれを、零細農業と慢性的過剰人口に起因する家計補助的労働力に依存した。昭和8年、日本農業における基本的生産物たる米は“未曾有の程度”の生産過剰となり、同時に、蚕糸恐慌の発展にともなう蚕価の惨落は農家の副業を危機に陥し入れ農家の現金収入は7年度においても5年度に比べ半減している。インフレーションの進行にもかかわらず、貧農の惨たる生活が基準となって、家計補充的低賃金があらわれたのである。

一方、日本綿業の技術的高度化は、昭和4年の深夜業廃止以来、着々と進歩した。とくに昭和6年以後、顕著な技術的高度化が実現した。昭和4年6月における1万錠当工賃（男女合計）に対して、昭和7年12月におけるそれは半減している²⁾。

為替低落は、輸入原価の価格を騰貴させることはいうまでもなく、原料を全く海外に依存する綿業が原料の騰貴に追われながらその進出力を持続させるためには、為替相場のより以上の低落をまつか、そうでなければ、なんらかの工作を通じて、生産工程における輸入原価の引下げに努力するほかはない。それは、低賃金労働者を利用しての合理化の強行⁴⁾、男子労働者より低賃金の女子労働者の代替、資本の技術的構成の高度化であり、紡績行程における精紡機回転のスピード・アップ、織布行程における受持機数の増加となった。この間

における賃金低下にもかかわらず、紡績および織布部門ともに労働生産性は上昇している（次表参照）。労働力の低廉なだけ無償輸出を行っていた、というであろう。

	女子労働者数	男子労働者数	1万鍾に対する 女子労働者数	同 男子労働者数
昭和6年	102,194	22,576	169	37
7年	105,909	20,357	164	32
8年	112,564	18,769	162	27

大日本紡聯月報より— 笠信太郎「黄色商品進出の基礎」『エコノミスト』
昭和9年5月1日号121ページより再引用

私はここからただちに、日本綿業の国際的低賃金をいおうとは思われない。高い低いということは比較概念であって、日本を低賃金と きめつけてみても、それ自体意味はない。

賃金の国際的な量的比較は、限りない湿沼である。比較すべき問題点が多く、技術的に困難な問題が多いのである。当時の綿業賃金を対象とした講座派・労農派のインド以下賃金論争を引き合いに出すまでもなく、精緻なものとなった戦後の国際賃金比較においても、論点が多い³⁾。生産コストとして比較すべきか。賃金コストは労働生産性が上昇したとき低下しうる。為替レート換算による賃金差はそのまま労働者の生活内容の差違をあらわすものではない。実質購買力賃金の比較として行なうべきか。各国には、生活・消費のパタン、価格構造その他の差違が存在する。問題意識の差違は、わが国の賃金を、植民地的低賃金から欧州諸国同等とするものに至る相反する評価を生み出す。賃金の国際的比較には、技術的判断よりも政治的判断が優先しがちであり、「方法上では困難な事柄を、あえて妥協し、時には無視して最終の結果のみ語られる」⁴⁾のである。日本低賃金の他力本願的な宣伝と牽強附会的な弁護⁵⁾との闘いの場でもある。

しかしながら、日本の賃金のよって立つ社会的制度的要因に眼をむけるとして日本の賃金のもつ質的問題点が明らかとなる。

ソシヤル・ダンピング問題は、日本の賃金を國際的視野においてみる契機を与えたものであるが、その時、日本の賃金の弁護の理由とされたものが、前述のごとく日本の經營がもつ伝統的な家族主義の美風であった。

わが国の經營に、歐米諸国の場合と異なつて、家族主義の精神が横溢していたことは事實であろう。しかし、經營にこれにもとづく純風美俗が存在するということは、むしろ經營がかへつてこの家族主義的精神に依存し、労働の科学的研究の無視、あるいは輕視、社会政策の微温的性格を基礎づけた要因でなかつたであらうか。かくて、最低賃金制度もまた失業保險制度も確立せられることなく、退職積立制度の法制化さえ容易でなかつたのである。

紡績資本は、しばしばその福利施設の高さを誇る⁶⁾。しかし、それは笠信太郎氏の指摘されるごとく、盾の他の一面が存在する。

「なぜに紡績資本は直截に賃金をあげることをせずに『欧米に比を見ざる』かかる福利施設を思ひ立たねばならなかつたか。寄宿舎によって『福利』を受けるのは果たして女工であらう。資本であらうか」⁷⁾。

また、主張せられたことは、日本の労働者の名目賃金が低廉なることは必ずしも低き生活標準を意味せず、日本人は簡素な生物および生活に慣れている、ということであった。これは、各国の食料内容と労働生産性を検討したコーリン・クラークのつぎの言葉を裏づけるものといひうる。「日本人の驚くべき粗食は、おそらく日本の經濟發展の全過程を加速化する上に、きわめて大なる価値あるものであつたであらう」⁸⁾。われわれはこれをまたソシヤル・ダンピング当時の使用者の言にもみることが出来る。日清紡績社長宮島清次郎氏はつぎのように述べた。

「……できるだけ生産費を安くかけねばならぬ。それには絶対に労働賃金を引き下げねばならないが、今日の如く都市労働者の團結力と生活の向上は、その実行がなかなか困難である。しかるに、農村では、低廉な過剰労働力がある。これを利用して、わが國工業の新生面を拓かねばならぬ」⁹⁾

日本輸出産業の中心であつた綿業資本の魂を如実に物語っているであらう。

- 注(1) 笠信太郎「黄色商品進出の基礎」『エコノミスト』昭和9年5月15日号26ページ。
- (2) 三瓶孝子『日本綿業発達史』昭和16年438ページ。
- (3) 例えば、日本経済調査協議会著『賃金の国際比較』昭和39年東洋経済刊および、「日本の賃金水準」日本労働協会雑誌昭和37年8月号～12月号所載、参照。
- (4) 孫田良平「賃金国際比較の限界」『エコノミスト』昭和39年9月15日号60ページ。
- (5) 代表的なものに、外務省の“Wage Problems in Japan” 1962. があげられる。
- (6) ソシヤル・ダンピング問題を回想して、昭和8年日英綿業会商首席代表であった岡田源太郎氏がつぎのごとく述べているのは、興味深いものがある。「……女工を虐待したかという決してそうではない。女工としては毎日入浴もできるし、まづいもんではあるけれども腹いっぱい食べるし、寝起きする宿舎はある、むしろある意味においては、うちにいるよりも女工生活の方が愉快な点もあったのじゃないかと、私ども想いますね」（「日英綿業会商と在華紡」『エコノミスト』1965年3月16日号86ページ）。もちろん、細井和喜蔵えがくところの『女工哀史』（初版大正14年）の時代とは、かなり差違があったであろうけれども……
- (7) C. Clark: Future Sources of Food Supply: Economic Problems (*Journal of the Royal Statistical Society, Vol. 125, Part 3, 1962, pp. 441~442*)
- (8) (『産業組合時報』第145号12ページ)『経済評論』昭和9年10月号30ページより再引用。

4

われわれはさらに、日本の賃金の制度的・社会的要因の考察のために、ソシヤル・ダンピング問題後、数年の労働市場の展開を検討してみたい。

わが国の過剰人口の存在、低廉豊富な労働力は、前述のごとく、ソシヤル・ダンピング問題発生当時におけるわが国労働問題の常識的理解であった、といっている。それは、工業の急速な発展の根拠を、農村の低廉な労働力の貯水池に求めることである。

してみれば、昭和12年の日中事変以後、軍需工業における労働力需要の急増も、ありあまる労働力があるかぎり応じうる、とする。曰く、——軍需工場に要する労働力の「大部分は、農村から吸収する方針が採られた。農村は工業労働の処女地であるから農村出身者はただに身体強健にして強度の労働に堪えうるのみならず性質従順にして労働争議等の危険も少ない。これ多くの企業者がな

るべく農村から必要な労働力を吸収せんと努める所以である』¹⁾——。

事変後、また技術者、技能者の急需要を生じたが、法的には従業員雇入制限令、職業能力申告令ないし賃金統制令等の国家総動員法の規則の裏をくぐって、その引抜き、争奪がさかんに行なわれ、労働移動は激化していた。しかし、過剰人口が存在するかぎり、補充にもってする補充を以てすれば、生産量の増大に応じうる、とするのが当時の労働政策であった。政府は、農村をもって労働力のプールとして相当の期待をかけ、昭和14年7月閣議決定の労働動員計画においては、労働力の新規需要として男女110万という数字を掲げ、その供給源として、①新規小学校卒の不要不急事業への就職を妨ぐること、②不要不急産業の労働力をできる限り緊急産業へ吸収すること、③農村余剰労働力を緊急産業に向ける、を掲げた。

しかし、この計画の実施とともに、早くも農村自身が労働力不足の声をあげ、同年秋の収穫期には、陸軍が農村出身の応召兵あるいは現役を一時帰体の形式で労働力不足に対処したし、食糧増産のための農業労働力確保の問題を生じ、15年の労働動員計画には、農村依存の方針を全く放棄した労働動員計画の建て直しを行なわねばならなかった²⁾。

農村労働力の涸渇は、全労働力の不足感となる。労働力過剰は深刻な労働力不足の声に一変し、かつて想到も及ばざりし『人的資源の涸渇』が叫ばれるに至る。

しかしこれは、わが国農業労働の特質を考えれば、当然のことといわなければならない。元来、零細米作を中心とするわが国農家経営は、その大半は寄生地主支配下にあり、利潤は農業資本として還流せず、工業部門に流出し、農業生産は合理的・機械化の方法をとることなく、単に反当生産力拡充のために労働集約的に経営されているから、農業労働は極めて刻苦精励的・肉体消磨的の労働であって、それ自体が過剰ではなかった。過少生産収入から過剰労働を生じ、これを家計補助のため賃金労働者化したのである。したがって事変後、労働市場の需給関係の変化にともない、恐慌下、出るべき門戸をおさえられてい

た下層農家の賃労働者化脱農化が進み、加えて農業基幹労働力が多く軍隊に動員されたことは、農業にとっても必要な労働力が収取されることを意味した。代替されるのは、老年者、幼少年者、婦人の労働力である、「婦人の家事労働部門の蚕食あるいは一時放棄等による農業労働新規追加等が行われ、一方においてこれら新規動員編入群の労働日、労働時間の絶対的延長のみならず、その緊急強度化が行なわれ易く」³⁾なっていた。農業生産が停滞したのは、当然のことというる。

しかし、問題は、わが国経営にも存在した。わが国の近代的・資本主義的部門とされるものは、軍事的・半軍事的部門と、消費財生産部門にあっては輸出を中心とするものであるが、ともに技術的構造は体系的に確固たるものではなく労働の集約的利用を基礎とする。『貧乏ひまなし』のたとえどおり、肉体消磨的労働を、特色とする。経営内において、労働力に対する無統制な、そして無秩序な充用が有利と考えられるかぎり、低廉な賃金と劣悪な労働環境が利潤の根源と考えられるかぎり、あまり手近なところに労働力給源の限界を発見せざるをえない、低廉な労働力の蒐集と獲得とは、労働力をくみつくすこととなる、ということである。

労働力をくみつくすこととなるのみならず、そこにおける労働力の消耗と磨滅もまことに速やかに行なわれた。

すなわち、まず、事変後、生産力拡充のために、無制限に労働時間が延長せられた。当時の工場法は、女子・年少者の深夜業の禁止・最長11時間の労働時間制限、月2回の休日、危険有害業務の禁止等を定めるものであったが、これは公然無視され、当時、警視庁勤務の谷野せつ氏（現労働省婦人少年局長）の報告によれば、事変とともに増加した機械工場的女子労働者の「就業時間をみると、残業が通例となっていて、11時間、12時間、稀には13時間の作業が続けられることがある」⁴⁾状態である。その労働が、機械化され、単純化され、反復的強制的性格のものであるだけに、長労働時間による疲労が甚だしい。もって男子労働の実態をも推知することができる。

宮本忍氏によれば⁶⁾、軍需工場の中心である金属製錬業においては、労働者の結核罹病率は事変前の11年度に比して14年度においては3.2倍、さらに15年度において15.1倍と、驚くべき増加率を示し、とくに女子労働者については16.6倍と男子を凌ぎ、また14年おける機械工場における女子の罹病率31.35%であって、正に明治期における『女工と結核』が再現されたのであり、いかに長時間労働による肉体的疲労の累積が、労働力を荒廃せしめつつあったかを示している。

われわれは、かかる経営の労働力充用が行なわれたところに、わが国に強力な民主主義運動ないし労働運動が存在しなかったことも、留意しなければならない。経営の強調する家族主義はその盾の一面であり、経営に対する全身的奉仕が個人的権利の自覚と主張を埋没し、聖戦遂行の精神主義を受容せしめたことである。有力なわが国労働組合が日中事変勃発後いち早く罷業絶滅宣言を行なったことにみられるごとく、労働運動は体制側にステロタイプ化されるとともに戦争に対する犠牲的協力の精神主義が滲透した。昭和15年11月の大日本産業報国会の発足と同時に閣議決定をみた『勤労新体制要綱』に曰く、「勤労は皇国民の責任たるとともに栄誉たるべきこと、各自の職分に於いてその能率を最高度に発揮すべきこと、秩序に従ひ、服従を重んじ、協同して産業の全体的効率を発揮すべきこと」。経営もまた生産力増強と新規労働力不足の条件の下、既存労働力の能率向上をかかえる精神主義の展開に期待したのである。

藤林敬三氏は、かかる「精神的緊張のため疾病の発生を一時的抑圧せしめ、長期にわたって多大の肉体的労苦に堪えしめた⁷⁾」といわれる。労働生産性の向上ではなく労働強化に拍車をかける結果を生じ、欠勤率・災害および疾病率の増加となってあらわれた⁸⁾、結局のところ、労働力の磨滅、その涸渇を促進せしめていたのである。

これは、ソシヤル・ダンピング問題のわずか数年後、昭和16年12月勃発の太平洋戦争前の労働力需給の素描である。労働力過剰と労働力不足がすみやかに交替するところに、わが国雇用構造の特色がある。戦時経済という異常な事態

は、これを極めてドラスティックにおしすすめたにすぎない。以上に述べた数年の過程に象徴される経営の労働力充用のあり方ここに、いわゆる日本の低賃金の本質が潜んでいると思われる。低廉労働力をくみくすところに労働力不足があらわれるのは、原生的労働関係下にあった明治の繊維産業以来のわが国の伝統でもあるからである。

- 注(1) 沢村康「日支事変下に於ける農業，農民生活及び農村施設」（『時局と農村』(1) 日本学術振興会，昭和15年，3～4ページ）。
- (2) 鈴木舜一『勤労文化』昭和17年，16ページ。
- (3) 労働科学研究所『農村地帯に進出せる大工場への農家通勤工員に関する調査』昭和18年12月，62ページ。
- (4) 谷野せつ「女子労働に関する報告」（昭和研究会『労働新体制研究』昭和16年，250ページ）。
- (5) なお昭和14年3月には成年男子に対し1日労働時間を12時間に制限し，最低月2回の休日を規定する「工場就業時間制限令」の公布があったが，これは労働保護といえる内容をもつものではなく，「移動制限令と低物価政策遂行のための賃金昂騰抑制との均衡において考慮されたもので，必ずしも労働者の保健衛生という見地からのみ発動されたのではない」（鈴木舜一『勤労文化』114ページ），といわれるが，つぎのような評価も存在した。「標準労働時間の規定は日本社会政策史にとって目ざましい収獲なのである。やがて賃銀に就ても労働力保全の意味における「適正化」が行なわれるであろう。……まことに戦争は資本主義経済の発展を集約する。平時の経済社会が，その実現のために数十年の才月と啓蒙運動とを必要とする社会政策を，戦争は一挙にして実現するのである。戦時統制のあわただしい喧噪の中に，我々はかへって社会政策の静かな足どりを見出すのである」（大河内一男『賃金統制の論理と利潤統制』『中央公論』昭和14年7月号，47ページ）。同制限令は太平洋戦争下の昭和17年1月に若干緩和され，18年6月には撤廃されてしまった。
- (6) 宮本忍『産業と結核』昭和18年，85ページ。また曰く，「大都市周囲又は大都市に労働者を供給する府県に青壮年の結核死亡の著しい増加をみている。すなわち，現在いわれているとおり，都会の工場は結核製造源である。しかるに，労働時間12時間制限以外には何等まとまった予防方策はとられていないようである」（渡辺定「日本人の高死亡率の原因とその死亡率低下可能限度の考察」人口問題研究会『人口・民族・国土』昭和16年，63ページ）。この問題の実証的研究として，労働科学研究所『産業と結核』昭和17年12月がある。
- (7) 藤林敬三『労働者政策と労働科学』昭和16年，334ページ。
- (8) 日中事変およびその後の災害率，疾病率，欠勤率の実態については，コーエン『戦

時戦後の日本経済』（下）および、大原社会問題研究所『太平洋戦争下の労働者状態』参照。

5

“日本の低賃金”とは、それ自体、抽象的な言葉である。ソシアル・ダンピング問題の場合は、その工業水準の発展にもかかわらず、わが国の賃金水準が国際的に低位にとどまることを意味していた。それは、戦後についてもいえる。日本の賃金水準はこれを名目的に米英に比べれば低い。しかし、賃金の高さに国際的に共通の水準は存在しないし、もともと国際貿易は生活水準の著しく異なる国の間に行なわれるものである。戦後は戦前と異なり、日本の輸出商品は概して割高であり、多数の商社の過当競争によって切下げられる。日本の低賃金を支える条件であった農村の封建性は、農地改革によって打破せられ、軽工業から重化学工業中心に産業構造は変化し、労働基準法や労働組合法の制定によって、社会政策も形式的には国際的水準にまで高められるに至った。ソシアル・ダンピングの理由としての「低賃金」問題は、戦前に比べて著しくその可能性を少くした、とみてよいであろう。しかし、日本の低賃金といわれるとき、その賃金分布の底辺が広汎であること、——しばしば、日本の低賃金構造とよばれる——をも、含意している。例えば、わが国の中小企業が広汎に存続しうべき条件は、低賃金労働力の豊富なる存在、主要前提とする、とする主張がそれである。ここでは、かかる“低賃金”について若干検討しておきたい。

規模の小さな企業において、労働状態がより低質なものとしてあらわれる傾向のあることは、洋の東西を問わない。歴史的に *sweating system* は、零細企業に主として発生した。スタインドルによれば、資本主義社会において、**Small Business** の存続をたすける一因は労働市場の不完全性である。「大部分の小企業は、未組織の低賃金労働が供給される産業にぞくしている。そこでは、価格にたいする圧迫がよりたやすく賃金に転嫁され、したがって、労働節約の手段による技術的進歩をおこなおうとする気持ちがほとんどない。またあ

る産業では、大企業と競争している小企業は、しばしば、大企業よりも低い賃金の労働供給（たとえば、小都市で確保されるような）を基礎として存立することがある」⁵⁾。このような傾向は、いずれの国においても存在する。しかし、わが国の場合に、これは中小企業労働問題として存在すること、数量的に規模別賃金格差としてあらわれることである。それは、わが国のいわゆる二重構造——大企業を中心とする近代的・資本主義的な領域と農業を主とする零細な前期的な経営の広汎夥多な存在——の問題にゆきあたる。

私はここで、日本の中小企業の本質論を展開するつもりはないし、また、日本の中小工業の構造が歴史的にどのように形成されたか、あるいはそれらの部門がいかに過度競争に苦しんだかについてのべることは私の能力をこえる。しかし、つぎの点は指摘しておかなければならない。

例えば、アメリカはいうまでもなく世界で最高に資本主義の発展した国であり、巨大資本における労働者の集中度は、重工業のみならず軽工業においても高い。しかし、巨大寡占資本が存在し、資本設備の大部分が少数の手に集中されているとしても、一方において、小資本をもち極めて多くの企業家のいる **Small Business** がある。あらゆる型の中規模ないし小規模事業が、生産についても雇用の場としても重要な地位を占めている。“アメリカの産業は、**Small Business** なくば、その骨格に血、肉、および神経を欠いた巨人の骸骨にすぎない²⁾”のである。小企業が大企業と併存するゆえんは、小工業の製品が大企業の画一的に対して多様性をもつこと、特殊技術、その市場性、または大企業の部品の製作に、その生存 **living space** を求めることにある。第2次大戦後のアメリカ資本主義の発足において、大規模の絶対的集中は明らかに観取されるが、一方、**Small Business** も前者の集中の速度と比較して緩慢ながら、やはり増加しているのである。わが国の中小企業の夥多性ということがしばしばいわれる。しかし、量的に言えば、アメリカの製造業において、1,000人以上の規模の全体の事業所数に占める比率は1%にすぎず、わが国の場合、従業員

100人以下のところでは切る線がアメリカにおいて500人の線に相当するといつてよい。

問題は質にあり、とくにわが国において、中小企業労働問題として登場する要因にある。労働は元來、不可動的なものである。とくに「失業は移動性にひどい障害となる」³⁾ものであるが、失業がほとんどない、または完全雇用の状態においても、労働市場の不完全性は、摩擦、景気変動におけるタイム・ラグ、ないしは移動コストの問題として存在しうるし、それは、農工間、都鄙間、産業間の賃金の相違として現象する。欧米にこの種の賃金構造研究は多い。しかし、たとえば、レイノルズがアメリカの賃金構造を論じて、「アメリカのあらゆる種類の賃金格差は、ヨーロッパ諸国よりも大きい。それはまた産業ごと、地域ごとの差違がより大きく、全体としての賃金構造は一層無秩序な偶然的な様相を呈している」⁴⁾と結論したとき、かれはアメリカの賃金構造を、職業、産業、地域ないし個人的賃金格差についてかなり詳細に分析しながら、規模別賃金格差すなわち、大企業と小企業の賃金格差については、とくに項を設けて論ずることをしていない。これはレイノルズが、アメリカの規模別賃金格差について問題意識を感じなかったからであろう。

わが国において、中小企業労働問題の問題性が存在するというのは、いわばかかる規模別格差を問題意識として登場せしめるところに胚胎する。そのことは同時に、労働条件の低位と雇用の不安定性が、前期性と相関をなすという質的側面が存在するということである。家族主義的労使関係、労働力の非科学的な集約利用等、日本の労使関係の原基型が、より強く中小企業にあらわれる。家計補充的再就職型の女子高年者が多数みられるのも中小企業である。

ところで私の関心は、前述のモーレット報告が加工貿易的性格のわが国貿易における小工業を30年前に論じたつぎの一節である。

「若干ノ小工業ニ於テハ無統制ナル競争ト売価ヲ顧慮セス商品ヲ販売セントスル欲望トニヨリ労働条件ハ恐ラク一時低下セラレタルコトアルヘシ然レトモ其ノ理由ハ小工業カ不健全ニシテ且近代社会ノ原則ニ対スル如ク組織セラレ居ラサリシニ存ス政府ハ

是等事業ヲ監督スル為慎重ナル措置ヲ採リタリ是等小事業ノ数カ減少シ且最後ニハ消滅シ大事業——其処ニハ集中化、合理化及技術的進歩ノ結果トシテ満足ナル労働条件カ行ハレ且事業ノ正常ナル操業ハ一ニ懸リテ適當ナル労働条件ニ存ス——ニ依リテ取ツテ代ラルヘシト信スヘキ充分ナル根拠アリ」⁵⁾

もとよりこれは機械的な中小企業滅亡論にすぎない。周知のように、わが国においては、モーレットの予想に反し、中小企業は淘汰されることなしにそのまま独占的企業に従属し再生産されるという傾向が広くみられた。昭和12年以降、戦時経済の濃化とともに中小企業が整理された大規模化が進展したが、戦後はふたたび中小企業の比重が増大している。その広汎にして夥多な存在の故に、日本の特殊性としての存立条件をめぐって、多くの見解が発表されていることも、あらためていうまでもあるまい⁶⁾。

私がモーレット報告を引き合いに出したのは、昭和30年以降、中小企業の大企業に対する相対的地位が年々低下し、階層分化が進行していることと⁷⁾ほぼこの時期を画期として、若年労働力不足が表面化し、日本の労働力構造が労働力過剰から不足へと大きく転換した、といわれること、との関連性、モーレットの言葉が、果たして30年迂回したか否か、という点である。

ということは、同時に、わが国中小企業労働問題の問題性たるを喪失しつつあるかどうか、ということである。

もとより、戦後の労働力は質的に戦前と大きく変化している。戦後の民主主義の進展＝家族制度の崩壊、女性の社会的地位の向上は、義務教育年限の延長による新規学卒者の素質向上とともに、供給労働力（とくに女子の）の近代雇用労働力としての自覚のたかまりに大きな役割を果たしている。戦後の綿業はもはや戦前のように零細農業と慢性的過剰人口に起因する家計補充的労働力に依存することはできない。戦後、急激に伸張した労働組合運動は、閉鎖的・個別的であった労働供給に統一性を与えた。中小企業が「価格にたいする圧迫を賃金に転嫁する」ことは、より容易でなくなった、といえるであろう。

大企業を中小企業、近代的産業部門と非近代的部門の併存、主として自己お

よび家族労働力に依存する中小零細企業の数量的な夥多性は、戦後の産業構造の特色として、昭和32年度の経済白書も「経済の二重構造」の問題としてとりあげたところであるが、今日、中小企業の相対的地位の低下が進行しているとすれば、もとよりその要因は一様ではなく、戦後のわが国の国内市場が拡大し、軽工業から重化学工業へと産業構造が変革するなかで、大資本の中小企業系列化、合理化政策、量産化の進展による大企業分野の拡大、中小企業分野への大資本の進出、金融引締めと中小企業の資金流動性の低位等、があげられよう。

しかし、若年労働力を中心とする労働需給の逼迫・賃金上昇が、階層分解の促進要因となっている、といえないだろうか。低賃金水準の若年労働力の集約的雇用依存する中小零細企業にまずこの労働力不足があらわれたのである。とすれば、ここには二つの問題が存在する。

第1には、それは中小企業の不安定雇用・低労働条件の矛盾の露呈であるけれども、この自体が、日本の労働関係の原基体ともいふべき中小企業の労働関にいかなる影響を与えつつあるか、労使関係をより近代化しつつあるか、という問題である。中小企業の労働雇用の性格は、家族従業者や **sub-standard** な、家内労働的な半端労働に依存する傾向を強める、との見解が存在する⁸⁾。

第2は、総体としての日本の労働市場の問題である。昭和30年以降、労働力給源としての農村の地位が低下したことは、すでに多くの人によって実証されている。このこと自体、中小企業の淘汰と関連性をもつものであり、同年以降の新規労働力の急増と経済成長による吸収力の増大は、就業構造にみられる従業上の地位別側面での近代化傾向を進めた。しかし、それは同時に失業問題をより近代的な形態をとる可能性を強めた、といいうるのではないか。とすれば、近年、登場した中高年労働者問題も相対的過剰労働力として把握しうるのであり、景気後退によって雇用増が停止するとき、問題は顕在化するであろう。

1口に、戦後20年の労働経済において、労働力過剰から労働力不足へ労働力依存型から資本依存型経済へ大きく転換した、といわれるのであるが、かかる

労働力不足の内容と労働力充用のあり方の検討にこそ、日本の賃金はその工業水準に比較しての、どの程度、戦前の低賃金性を脱却しえたか、のメルクマールが存在する、と考えるのである。

- 注(1) Joseph Steindle: *Small and Big Business*, 1947 (邦訳, 米田清貴他1名訳『小企業と大企業』巖松堂, 昭和13年, 125ページ。)なお, **Small Business** の定義範囲については, 末松玄六編『海外の中小企業』(有斐閣)における Kaplan: *Small Business~Its Place and Problems~*1948 (同書pp.5~12) 参照。
- (2) *Final Report of The Select Committee on Small Business*. これについては拙稿「欧米の小規模事業所労働問題」『労働統計月報』第8巻第9号参照。
- (3) John Robinson: *Essays in Theory of Employment*, p.39, 篠原他一名訳, p.57
- (4) L. G. Reynolds: *The Evolution of Wage Structure*, pp.305~51
- (5) 社会局『第六十八回労働理事会調査調書』101ページ。
- (6) 例えば, 山中篤太郎著『中小工業の本質と展開』昭和23年, および藤田敬三・伊東岱吉編『中小工業の本質』昭和29年, 参照。
- (7) 中小企業庁『昭和39年度中小企業白書』108ページ以下
- (8) 水野武「中小工業雇用の性格」『国民経済雑誌』第105巻第4号, 昭和37年, 80ページ。